

令和 2 年 9 月 甲良町議会定例会会議録

令和 2 年 9 月 2 4 日（木曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | | |
|------|----------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期延長の件 |
| 第 3 | 報告第 9 号 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 2 0 条第 2 項に基づく総務大臣への報告に関する報告について |
| 第 4 | 議案第 55 号 | 令和 2 年度甲良町一般会計補正予算（第 6 号） |
| 第 5 | 認定第 2 号 | 令和元年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第 6 | 認定第 3 号 | 令和元年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。 |
| 第 7 | 認定第 5 号 | 令和元年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 8 | 認定第 6 号 | 令和元年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 9 | 認定第 7 号 | 令和元年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 10 | 認定第 8 号 | 令和元年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 11 | 認定第 9 号 | 令和元年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 12 | 認定第 10 号 | 令和元年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について |
| 第 13 | 議案第 46 号 | 令和 2 年度甲良町一般会計補正予算（第 5 号） |
| | 発議第 16 号 | 令和 2 年度甲良町一般会計補正予算（第 5 号）に対する修正（案） |
| 第 14 | 議案第 47 号 | 令和 2 年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 第 15 | 議案第 48 号 | 令和 2 年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 第 16 | 議案第 49 号 | 令和 2 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 第 17 | | 大滝山林組合議会議員の選挙 |

第18 発議第17号 甲良町の教育施設などと全家庭に安定ヨウ素剤の事前配布を求める決議（案）

第19 発議第18号 （仮称）甲良町南部工業団地予定地の有効活用を求める決議（案）

第20 令和2年3月定例会

発議第4号 甲良町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（案）

追加日程第1 大町善士雄氏の失職の件の緊急質問の件

◎会議に出席した議員（11名）

1 番	小 森 正 彦	2 番	岡 田 隆 行
3 番	山 田 充	4 番	山 田 裕 康
5 番	野 瀬 欣 廣	6 番	宮 寄 光 一
7 番	丸 山 恵 二	8 番	木 村 修 明
9 番	建 部 孝 夫	11 番	西 澤 伸 明
12 番	阪 東 佐智男		

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	野 瀬 喜久男	教 育 長	松 田 嘉 一
総務課長	中 川 雅 博	教 育 次 長	福 原 猛
会計管理者	宮 川 哲 郎	学校教育課長	藤 村 善 信
税 務 課 長	大 野 けい子	建設水道課長	村 岸 勉
企画監理課長	北 坂 仁	人 権 課 長	丸 澤 俊 之
住 民 課 長	小 林 千 春	建設水道課参事	丸 山 正
保健福祉課長	中 村 康 之	税務課参事	上 田 真 司
産 業 課 長	西 村 克 英	総務課主幹	岩 瀬 龍 平

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	橋 本 浩 美	書 記	白波瀬 愛
---------	---------	-----	-------

(午前 10 時 50 分 開会)

○**阪東議長** ただいまの出席議員数は 11 人です。

議員定足数に達していますので、令和 2 年 9 月甲良町議会定例会 3 日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9 番 建部議員、11 番 西澤議員を指名します。

次に、追加議案がありますので、これより町長の提案説明を求めます。

町長。

○**野瀬町長** 令和 2 年 9 月甲良町議会定例会に、本日追加で提案をさせていただきます 2 つの案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

報告第 9 号は、甲良町公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 20 条第 2 項に基づき総務大臣へ報告したことにつきまして、議会に報告するものであります。

このことにつきましては、9 月定例会初日の 9 月 4 日に、報告第 7 号 令和元年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告について、議会に報告した案件であります。

令和元年度の資金不足比率が 44.1% で経営健全化基準の 20% をオーバーしていて、健全化基準以上である場合には、地方公共団体の財政の健全化計画に関する法律に基づいて、経営健全化計画を定めなければならないことが原則であります。

本町では、下水道事業特別会計は令和 2 年度から企業会計に移行しております。

令和元年度の決算は、決算打ち切り日の 3 月 31 日までに赤字が生じないよう繰入金を受入れ事務を行うべきところですが、できていなかったことに起因しております。

結果、令和 2 年度の資金不足比率が経営健全化基準未達となることが事実であることから、このたびの総務大臣に報告したものであります。

このことは、町長をはじめ、町行政職員として基本認識が欠如していたことにほかならず、監査委員、議員の皆様にご迷惑をおかけいたしました。ここに深くおわびを申し上げます。

行政といたしまして、コンプライアンス、事務改善に取り組んできたにもかかわらず、本件でまたもや行政の信頼を失墜するような事態を招き、深く反省いたしております。今後とも継続をして、日常業務の改善に努めてまい

ります。本当に申し訳ありませんでした。

議案第55号は、甲良町一般会計補正予算（第6号）で1,391万2,000円を追加いたし、補正後の予算を49億8,701万6,000円とするものであります。

補正内容は、行政検査以外で希望者が自費でPCR検査を受診された場合に町独自の補助を行う事業費と、インフルエンザ予防接種助成事業費に伴うもので、歳入では、県補助金が384万円、財政調整基金の繰入金で1,007万2,000円をそれぞれ追加いたし、歳出では、保健衛生総務費を250万円、予防費を841万2,000円、予備費を300万円、それぞれ追加をいたしたいものであります。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その内容を説明申し上げます。何とぞよろしくご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○**阪東議長** 次に、日程第2 会期延長の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月24日までと議決されていますが、追加議案等の都合により、9月28日までの4日間、延長したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**阪東議長** 異議なしと認めます。

したがって、会期は9月28日、4日間延長することに決定いたしました。

次に、日程第3 報告第9号を議題とします。

報告書が提出されておりますので、報告を求めます。

建設水道課参事。

○**丸山建設水道課参事** それでは、報告書第9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第2項に基づく総務大臣への報告に関する報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第20条第2項の規定により、総務大臣へ報告したことについて、報告する。

令和2年9月24日。

甲良町長 野瀬喜久男。

それでは、1枚おめくりいただいて、報告書について説明させていただきます。

第28号様式。

甲建水第237号。

令和２年９月１８日。

総務大臣殿。

滋賀県犬上郡甲良町長。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第２０条第２項に基づく報告書。

本町は、下記の理由により地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第２０条第１項に規定する場合に該当し、経営健全化計画を定めないこととしたので、同条第２項の規定により、報告します。

記。

第１、資金不足比率の状況。表です。

資金不足比率、当該年度、令和元年度、下水道事業特別会計、４４．１％。

第２です。令第２０条第１項に規定する場合に該当すると判断した理由。

下水道事業特別会計では、令和２年度の公営企業会計への移行に伴い、本来、令和２年３月末日までに繰入れを行うべき一般会計繰入金等が未収入となったことから赤字が生じた。

したがって、令和元年度は、決算処理上、一時的に資金不足が生じたものであり、令和２年度の決算においては、資金不足比率が経営健全化基準未滿（資金不足額なし）となることが確実であると判断し、経営健全化計画を定めないこととする。

報告は以上です。

○阪東議長 これをもって、報告を終わります。

ここで、木村監査委員より、令和元年度甲良町下水道事業特別会計経営健全化審査意見書の訂正および令和元年度甲良町会計歳入歳出決算意見書の訂正について発言の申出がありますので、これを許します。

木村監査委員。

○木村議員 それでは、訂正ということで、改めて報告をさせていただきます。

甲良町長 野瀬喜久男様。

甲良町監査委員 上野安德 同 木村修。

令和元年度甲良町下水道事業特別会計経営健全化審査意見書の訂正。

令和２年８月２０日付甲監第２４号で提出した令和元年度甲良町下水道事業特別会計経営健全化審査意見書につき、下記のとおり訂正、報告いたします。

正誤表に基づいて訂正をお願いします。

正のみ朗読をいたします。

個別意見。

資金不足比率について。

前年度において資金不足比率は、算出されなかったが、令和元年度は44.1%となった。それは、令和2年3月31日までに繰入れを行うべき一般会計繰入金等が未収金となったことから赤字が生じたことが原因である。

是正改善を要する事項。

公営企業化に伴う打切り決算に際し、会計処理については万全を尽くすべきところを、理解不足によりこのような結果を招いたことは猛省すべきであり、改善を求める。令和2年度決算においては、資金不足比率が経営健全化基準内に収まるよう努められたい。

令和元年度甲良町会計歳入歳出決算意見書の訂正。

令和2年8月20日甲監第22号で提出した令和元年度甲良町会計歳入歳出決算審査意見書につき、下記のとおり訂正、報告します。

この意見書も正誤表によって訂正を報告します。

特別会計・企業会計。

(2) 下水道事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が2億7,999万7,000円、歳出が4億6,576万4,000円で、差引き1億8,576万7,000円の赤字となった。また、令和2年4月1日から地方公営企業法が適用され、同法の規定による下水道事業会計へ引き継いだ。

下水道使用料と受益者分担金の滞納額は、不納欠損額の8万2,000円を除くと840万1,000円であり、前年度に比べて104万4,000円増加し、過年度、現年度ともに収納率が下がっている。収入未済額については、増額になっているが、打切り決算（公営企業会計への移行）に際し、令和2年3月31日までに繰入れを行うべき一般会計繰入金等が行われなかったことが原因である。

また、水洗化率は81.1%であり、0.8ポイントの上昇であり、その原因は消費税増税による駆け込み需要によるものだが、今後も引き続き水洗化に努力されたい。

公営企業化になると、減価償却、長期前受金戻入、損益計算書の作成などが求められ、滋賀県は、共同運営を目的に、中長期的な経営計画について令和4年度までに策定されることになり、今後はその策定された滋賀県の計画に合わせた事業の実施が行われる予定だが、町独自の課題を解決しつつ健全な経営となるよう努力されたい。

以上でございます。

○阪東議長 報告が終わりました。

次に、日程第4 議案第55号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第55号 令和2年度甲良町一般会計補正予算(第6号)。

上記の議案を提出する。

令和2年9月24日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第55号 令和2年度甲良町一般会計補正予算(第6号)を説明します。

予算書の裏面をお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1,391万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,701万6,000円とするものであります。

次のページの第1表をお願いします。

歳入歳出予算補正であります。

歳入の部であります。15款 県支出金、補正額384万円、18款 繰入金1,007万2,000円。歳入合計1,391万2,000円であります。

次のページをお願いします。

歳出の部です。4款 衛生費、補正額1,091万2,000円、14款 予備費300万円。歳出合計は歳入合計と同額であります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第55号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○阪東議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第5 認定第2号から日程第13 議案第46号までを一括議題とします。

各議案については、予算決算常任委員会に付託され、審査が行われまして、その報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

宮崎委員長。

○宮崎予算決算常任委員会委員長 それでは、朗読をもって説明とさせていただきます。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

審査結果。

議案第46号 令和2年度甲良町一般会計補正予算（第5号）。審査の結果、原案は否決です。

認定第2号 令和元年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和元年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和元年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 令和元年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 令和元年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 令和元年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第9号 令和元年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第10号 令和元年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定につきましては、全て認定すべきものと決定されました。

おめくりください。

審査経過。

議案第46号 令和2年度甲良町一般会計補正予算（第5号）。

総務管理費の地方創生特別補助金3,900万円について、区長会やまちづくり協議会での意見はどうだったのかとの問いに、100分の90ではなく、100分の100にしてほしいという意見があった。

300万円の設定の根拠はとの問いに、一律の交付金ではなく、補助金として上限を設け、希望する字が補助を受ける方式とし、防災、コロナ対策などに利用できる内容であり、防災とともに自治を育てるという意味の補助金でもあるとのことであった。それに対し、防災事業については、町が立案し実施すべきである。字に委託することは自治を育てる上では大事だが、防災の点では町が全責任を持ち、中心になるべきだとの意見があった。

また、人口や世帯数に応じた補助額の変更やPCR検査の補助などを含む修正案の意見が出された。

清掃費の粗大ごみ収集委託1,032万6,000円について、当初予算額の約半分の額の補正となった原因はとの問いに、コロナウイルスの関係で

在宅の時間が増え、家の掃除をされる方が増えたことにより、搬出量が増加したためとのことであった。

農業費のせせらぎの里管理費のトイレ等改修工事500万円の内容はとの問いに、観光客の満足度を上げる目的の国の補助を使い整備する、道の駅のトイレ入り口の扉の設置や、和式を洋式に改修するものとのことであった。

商工費の誘客多角化事業委託2,000万円は何かとの問いに、観光業、外食産業の打撃を支援していこうという国の補助事業で、観光客を誘致する事業である。7月に事業計画を提出し、9月に結果が出る。全国2,000事業のうち200事業が採択され、2次募集もある。事業内容の主なものとして、昨年実施した高虎能を観光客向けに上演するとのことであった。

道路橋梁費の除雪委託538万9,000円は各業者1台分なのかとの問いに、除雪に備えた重機の維持の目的で県が予算計上している方式に準拠し、1コース1台分で、待機日数は30日の計上であり、積雪状況に応じて補正をお願いしたいとのことであった。

消防費の防災備品購入200万円の内容はとの問いに、コロナ対策のサーマルカメラ2台分であるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第2号 令和元年度甲良町一般会計歳入歳出決算。

歳入の部。

軽自動車税で現年度分の不納欠損があるが、時効が成立しているのかとの問いに、現地調査の結果、建物は存在するが従業員も居ず、法人の実態が認められなかったため、即時欠損を行ったとのことであった。

軽自動車税の不納欠損は同じ車が毎年対象になっているのかとの問いに、同じ車も不納欠損している。廃車勧奨の通知を送付するなど、納税者に通知しているとのことであった。

各税における不納欠損の実数は何件かとの問いに、即時と時効を合わせて165人とのことであった。

不納欠損の理由に分納誓約に至らなかったとあるが、詰めが甘いのではとの問いに、納税者に生活状況の確認等を聞き取りしながら対応をしていた。現在は湖東分室と連携して財産の調査も実施し、昨年度の差押え件数は100件、納付誓約57件、催告440通送付し、催告発送者のうち78件が完納であった。差押えと分納誓約ができなかった方は時効を迎えたとのことであった。

分納誓約に至れば時効が成立しないため、1年後に再度、分納誓約書の手換えを行うなど柔軟に対応し、時効を食い止める必要があるのではとの問いに、金額の折り合いがつかない場合は、半年後に来ていただくなど見直しの

提案をしているが、分納誓約に至らないこともあったとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

歳出の部。

総務管理費の再発防止策評価委員会運営支援事業委託の206万8,000円について、職員研修を実施したことによる効果はどうだったのか、また、参加職員にアンケートを取ったのかとの問いに、アンケートは取っていないが、前年度までの取組をふまえ、それを活かすための行政改革研修で、職員の資質を高める内容であるとのことであった。それに対し、どんな気づきが合ったのか把握すべきだとの意見があった。

空き家バンク運営委託283万8,000円について、効果があったのかとの問いに、広報にも掲載し、セミナーや相談会も実施しているとのことであった。

農地取得の下限面積の引下げはどのような検討かとの問いに、農地取得は5反以上という条件があるが、その要件を検討していくとのことであった。

甲良町まちづくり総合補助金1,520万500円について、制度変更により、申請項目が細分化され複雑になったので、簡略化に取り組むことや、今後、各メニューの限度額の変更について検討していくとの報告だがどうかとの問いに、3年に1度の見直しの方であり、使い勝手がいいように考えていくとのことであった。

社会福祉費の子ども子育て支援事業計画策定委託133万4,070円について、その計画は活かしているのかとの問いに、5年に1度の計画の委託であり、計画に沿って進めていきたいとのことであった。

子ども子育て制度対応システム構築業務委託400万7,000円は何かとの問いに、幼稚園の無償化に伴うシステム改修であるとのことであった。

保健衛生費の災害廃棄物処理基本計画策定業務委託506万円の計画はあるのか、ダイジェスト版、概要を示してほしいとの問いに、概要版は作成済みであり、防災計画との折り合いを見て配布するとのことであった。

土木管理費の現場技術員業務委託866万9,160円について、業務を委託して入札などは公平公正に保たれているのかとの問いに、積算は町職員で行い、委託先の業者は関わった業務の入札に入れない仕組みになっているとのことであった。

住宅費の住まいの補助金420万円について、総事業費は幾らかとの問いに、2億6,214万円とのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第3号 令和元年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。

1人当たりの医療費が減った原因はとの問いに、長期入院者の死亡や1人

で医療費がかかっていたのが減ったと分析しているとのことであった。

事業体が県で一本化されたが、問題点や課題はとの問いに、平成30年度から統一され、仕組みが大きく変わったとのことであった。

保険税が県下で統一される時期と問題点はとの問いに、各市町の財政状況や基金の保有金額が違うことから、納付金算定の中でも統一できるところから始めている。平成30年度から財政が県主体になったことにより、医療費の増減の影響を財政的には受けなくなった。また、県からの広域化等支援基金償還金3,000万円について、毎年600万円償還し、令和2年度で返済が終了する。しかしながら、今後は公費も県内で分担する関係で、納付金が増額するため、余裕がなくなり計画的に保険料水準を上げていく課題がある。慎重に計画していくとのことであった。

町独自で一般会計からの繰入れによる保険料を上げないようにしてきた努力が統一により阻まれてしまうが、どのように進むのかとの問いに、県の運営方針では法定外の繰入れはしない方向で進んでいるとのことであった。

催告書の送付方法と、時効が来たから安易に不納欠損にすることがないようにとの意見に、年2回通知し、新規未納者を出さないように取り組んでいる。過年度は湖東分室と連携し、催告書を送付している。また、財産調査をして差押えも実施している。集金はしていないとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第5号 令和元年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算。

回収業務を弁護士に委任しなくても、町が裁判所を通して支払い命令をかける、調停に申出をする方法で和解に至っていく方法もある。そうすると弁護士委任費用が節約されると思うが、その点の進行状況はどうかとの問いに、令和2年度は順次委任をもって処理していく。長期間返済がない、交渉記録から難航すると見込まれるなどの案件を中心に委任する。令和3年については、弁護士と一緒に動く中で職員だけで何とかできないか考えているが、法的知識がついたように思うが、民法の理解は奥が深く、そう簡単に手が出しにくいのではと考えているとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第6号 令和元年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算。

令和2年度で本会計が終了し一般会計に移行するが、事業展開され終了に向かっていくことをどう考えているのかとの問いに、普通財産の位置づけになり、令和2年度からは総務課が引き継いで処理している。決算書の数字も合っていないことが昨年度の予算決算常任委員会で判明したため、財産管理課のような部署で体制をつくり、一から整理する必要があるとのことであった。

ほかにも質疑や指摘があった。

認定第 7 号 令和元年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算。

特に質疑、意見はなかった。

認定第 8 号 令和元年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算。

給付費が前年と比較して増額しているが、特別な理由があったのかとの問いに、本町では、施設入所者が増えるとその分給付費が跳ね上がる傾向があるが、在宅サービス等も上がっている。予防型サービスを早く利用していただき重症化を予防しているが、トータルではサービス給付件数が増えているため増額した。今後は、認知症対策を進めていく必要があるとのことであった。

介護保険計画等見直し策定業務委託は、今後も期ごとに多額の費用がかかると思うが、策定見直しが活かされているのか、委託に頼らず事務局でできないのかとの問いに、令和 2 年度で実施中であり、令和 2 年度末で 8 期の計画が完成予定。3 カ年計画で次回は令和 5 年であるとのことであった。

活かされているかどうか担当課で掌握していないのか、その概要の説明をとの問いに、8 期の事業計画に基づいて、予防や介護の出前講座等も計画にうたっている。そこに向けて事業を進め、最終取りまとめを行い、次に活かしていくとのことであった。

鈴木ヘルスケアサービスに委託している参加者数はとの問いに、筋力トレーニング教室 6 9 5 人、脳トレーニング教室 4 2 7 人、水曜サロン 4 2 0 人とのことであった。

介護認定審査会は何回実施し、何人でどのようなことをしているのかとの問いに、月 2 回で審査委員は 6 名とのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第 9 号 令和元年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。

町長は滋賀県後期高齢者医療広域連合の議員として選出されているため尋ねるが、その会議の中で、制度の問題点や課題、制度改革等、話し合っていることはあるのかとの問いに、県全体として運営は問題なく進んでいる。今後、団塊の世代が増えていくことから、医療費が膨らむことについて運営をどうするか問題視されている。会計上は収支のバランスがいいとのことであった。

認定第 1 0 号 令和元年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告。

有収率が 9 0 % 台にならない原因と改善策はとの問いに、漏水が影響していると考える。今後は盗水疑惑がないように水道事業組合に依頼し、メーター交換を行い、数字の比較もしていきたいとのことであった。

配水管の漏水や盗水の可能性をメーター交換時に調査していくには、人員的にも厳しいのではとの問いに、厳しい人員の中でやっているため、外部委託を調整中とのことであった。

停電した場合、水道はどうなるのかとの問いに、呉竹浄水場から地下水を正楽寺のタンクに貯水するが、送水動力に限りがあるため、給水制限が必要になるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

以上でございます。

すみません、4ページの歳出の部で、下から3行目、住宅費の住まいの補助金420万円について、総事業費は幾らかとの問いに、ここの単位を間違っておりましたので、もう一度読み上げます。2億6,204万円とのことでありました。

以上でございます。

(発言する者あり)

○宮崎予算決算常任委員会委員長 2億6,214万1,000円とのことであった。

(発言する者あり)

○宮崎予算決算常任委員会委員長 すみません、2億6,214万円とのことであった。

(発言する者あり)

○宮崎予算決算常任委員会委員長 すみません、この千円を抜いてください。以上であります。失礼しました。

○阪東議長 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。ただいまの委員長の報告に対して、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、認定第2号 令和元年度甲良町一般会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

決算認定にあたって意見を申し上げます。

私は、決算の基本的な姿勢として、現状認識がどうだったのか記述がありません。つまり、甲良町という自治体と町民がどのような状況に置かれていたのかという現状認識が抜けているというように思います。現状認識があって初めてその対策が的を射たものとなります。医療に例えれば、診断があって初めて処方箋が成立するようなものであります。

個別に見てみますと、元年から始まった家庭支援事業では、手探りの中でも困難な課題を抱える子ども、家庭の立ち直りをサポートする、感動する取組が報告されました。元気老人を1人でも多くしようと介護予防に取り組む現場や、日常的に様々な課題で住民と接する各課において、努力している点には敬意を表したいと思います。

甲良町が歩むべき施策としてはどうかとの視点で見れば、主に次の点が指摘できると思います。

住民の願いをくみ上げ、安全・安心に暮らせるサポートではどうか、滞納額がどの分野でも深刻な状況にあること、経済的弱者に対する救済策を積極的に示せない、いきなり差押えなどを執行することが表れています。

2つ目に、様々な行政上のトラブルを安易に弁護士に委任する、また、コンサルに委任をする姿勢は、強い批判があります。行政は法令に従って運営することが原則であります。しかし、トラブルに至った経過、プロセスの中に行政の教訓をくみ出すことが大切であります。行政上の落ち度はなかったのか、点検することがありません。

3つ目に、次に、町自身が検討課題に挙げている学校給食の無償化をはじめ、子育て応援の充実、これが見えてきません。筋が通っていないと言わざるを得ません。

4つ目に、新型コロナウイルスの感染拡大は、本年2月から顕著になってきました。当初予算では計上できていないのは当然であります。繰越しが明確な中でも、1月から3月に住民対策の何らかの予防策、これが補正予算で計上されて、対応するというのができないわけではないというように思っています。現に、住民の健康、命を第一に考える首長の下では、補正予算案で早々と対応している自治体があります。その機敏さが我が町政にはなかったのが大変残念であります。

全体を通して、決算業務としての町側の受け止めが、真剣に考えているのか、議会審議をないがしろにしているとしか思えない準備不足が明らかになったと思います。

その1つが、決算事業説明書が議運までに提出されずに、本会議にも間に合いませんでした。7日になったこと、指摘しなければ提出されなかったことを考えると、真摯に事業総括を行おうとする姿勢が欠落していると言わざるを得ません。

2つ目に、下水道事業における資金不足比率が20%の制限を超えていることも、何のチェックも受けずにすり抜けていることに現れています。しかも、それは理由にならない理由を持ち出していることがあります。

このような姿勢が、全体を通じて住民に役立つ、また福利向上につながっ

ているのかという基本的な視点に立った決算、事業総括ができ得ない根本にある原因だと考えます。

今後、強く願っていることは、1つの事業計画を策定する際に、業者や専門家に委託するのではなく、常々言っています、きれいに出来上がった報告書は魂がこもっていません。幹部職員をはじめ、町長をはじめ、職員が一丸となってこの事業を推進しようという魂が入りません。そういう点でも、住民と共に職員が知恵を絞る、そうしてこそ実のある事業展開ができると信じるものであります。

以上で反対討論とさせていただきます。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、討論を終わります。

これより、認定第2号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告どおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 起立多数です。

よって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号 令和元年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この会計については、やはり何よりも高いというのが実態です。そして、払いたくても払えないというのが現に滞納額に表れていますし、人数の中にも表れています。

もう一つは、資格証明の発行です。短期証明はいろいろと改善を迫っていく1つのツールとして全国でも提案をされ、実際に活用されています。その点は申し上げませんが、資格証明、これはいろんな理由がありますが、やはり命の綱として国民皆保険、この制度がある中で、やはり好ましくない状況です。

もう一つは、県の事業体が一体化になるデメリットがあります。大きい、国保料が高い都市部に合わさざるを得ないということが今後進行してまいります。この点でも警戒が必要ですし、そして、何よりも根本的な解決にはなりません。つまり、器が大きければ財政が安定する、こういう方向で県一本になりましたけども、甲良町としては独自の体制、独自の施策、そして、そういう点では今助けられているように見えますけども、ペナルティーが科せられて、納付金の点でも加算されてくるおそれも考えられます。そういう点

で、反対の理由とさせていただきます。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第3号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告どおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第3号は認定されました。

次に、認定第5号 令和元年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成にあたって、意見を申し上げます。

この貸付は担保物件の貸付であります。担当課の努力によって一つ一つ前進をしていることは歓迎すべきことだというように評価をできると思います。同時に、遅きに失したために、大変困難な状況を抱えていることを直視しなければなりません。その困難な主な要因のところに、やはり同和対策事業の負の遺産、歪みの問題に現町政が真っすぐ向き合う、正面から向き合うということを改めて提起させていただいて、討論とさせていただきます。

○阪東議長 ほかにありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 私も賛成討論をさせていただきたいと思います。

いよいよ、ここまで行政も踏み込まないとなかなか返してもらえない。これはもう前に一步前に進んでいる。借りたものは返す、これは当然のことだと思い、賛成したいと思います。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第5号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告どおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、認定第5号は認定されました。

次に、認定第6号 令和元年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成にあたりまして、意見を若干述べさせていただきます。

この役割が終わりに近づいた、ないしは終わりを迎えたという点で、総括を、以前にも申し上げましたが、していく必要があるというように思います。つまり、前進面と影の部分、これをやはりしっかりと、甲良町が次に進んでいく材料として見ていく必要があると思います。

とりわけ土地の問題、この土地が、残地が無許可で、また無断で長年使用されていた、私たち住民の訴訟もありました。その教訓を活かすというのも今、大事であります。私たちがその中で訴えましたのは、政治的な背景は判決の中には盛り込まれませんでした。しかし、行政としての事務事業で、大変ルーズさが判決の中にも指摘をされています。このことをしっかりとふまえていただいて、今後の方針、つまり行政上の様々なところでの歪みを正していく1つの糧にさせていただきたいと申し上げまして、賛成討論とします。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第6号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告どおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、認定第6号は認定されました。

次に、認定第7号 令和元年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第7号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告どおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、認定第7号は認定されました。

次に、認定第8号 令和元年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この介護保険事業については、反対の理由はただ1つです。やはり高過ぎる保険料です。

現場の取組は様々な努力をしていただいて、介護の必要のない老人、元気な老人をひとつひとつ生み出していくという努力をされています。その点でも、制度的にも非常に制限がある中で、大変です。その根本的な給付費が引き上がっていく、その問題点を改善するという努力を最大限強めていただくことを申し上げて、この会計としては容認できない、反対討論とします。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第8号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告どおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 起立多数です。

よって、認定第8号は認定されました。

次に、認定第9号 令和元年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 委員会でも申し上げましたけども、罹病率の高い75歳以上を囲い込んで、保険料の仕組みをつくる。また、医療制度自体、治療も含めまして、75歳以上という理由だけで質の低い治療を強いる内容になっています。まさに2つの面で差別的な制度であり、制度の改善が全国的にも求められています。その中に従わんならんという町の制約もありますけども、決算としては認定できないことを申し上げておきたいと思います。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第9号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長　ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第 9 号は認定されました。

次に、認定第 10 号　令和元年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員　企業会計の導入を口実にした民間委託、これは決して民間委託をしてはならないというように思います。改めて強調しておきたいと思います。

もう一つは、委員会の中でも私、質問をしました。盗水疑惑のゼロ宣言ができるのか、これは明確な回答をいただくことができませんでした。

公平公正な事業運営をして、本町においては、これは避けて通れない課題であります。ましてや約 3, 460 万円という未収金を抱える本町として、不正取水は使用料すら町が把握できない闇を抱えています。ブラックボックスを持っています。この中で回収を迫る、これができないのであります。未収金回収を毅然と執行できる前提がないのも当然だというように思っています。

私は、委員会の中では賛成をしてしまったように思いますが、改めて考え直しますと、この問題できっちりと公平公正に、そして盗水疑惑はありません、こういうように宣言できる晴れを望んで、反対討論とします。

○阪東議長　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○阪東議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第 10 号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○阪東議長　ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第 10 号は認定されました。

次に、日程第 13　議案第 46 号　令和 2 年度甲良町一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

それでは、議案第 46 号の討論、採決の前に、建部議員から令和 2 年度甲良町一般会計補正予算（第 5 号）に対する修正案が提出されていますので、これを議題とします。

発議第 16 号について、建部議員から説明を求めます。

建部議員。

○建部議員 提案説明をさせていただく前に、修正案提出に至った経緯を報告します。

8月3日の臨時会に、特別定額給付金として各字一律200万円と、字の人口1人当たり2,000円の合計3,973万6,000円が計上された補正予算案が提出されました。8月7日の予算決算常任委員会において、その補正予算は否決されました。理由は、同じ事業をやるのに、小さい40世帯足らずの字・区と750世帯を超える字・区が同じ200万円の給付は不合理で、公正に欠けるということです。

委員会終了後、町長は、議長に「町は修正をしないので、議会の方から修正案を出してほしい」と依頼をされました。

議長から私、建部に「修正案を出したってほしい」という指示があり、建部が減額の修正案を提出した次第です。

それで、8月12日の本会議で3,973万6,000円を減額する修正案が可決されました。

ところが、町長は、本会議開催前の8月11日、1日前の区長会でその類の補助事業を実施することをほのめかしました。一部の区長さんに疑問視する方がおられましたが、大半は期待をしている雰囲気、次回に資料をつけて詳しい説明をしてほしいとの意見があったとのことでした。

そして、臨時会が終わって8日後の8月20日に、各字の区長およびまちづくり委員長を寄せて、今度は「一律300万円を13字区に特別補助金として給付する」と説明している。一律200万円が否決されたのに、今度は一律300万円とは何を考えているのか。これって議会の愚弄し、議会での決定を無視した行為、行動ではないか。議会との協議、合意がないのに説明会を開き、各区長、各むらづくり委員長に期待を抱かせたことは、誠に遺憾であります。

9月11日朝、予算決算常任委員会に補正予算の修正案を提出しました。会議開会前に目を通した町長が、私に「よい提案をいただきありがとうございます。よろしくお願いします」と言ってきました。結局、補正予算（第5号）は否決されました。

9月11日の夕方、総務課からのファクスが届き、議会事務局長いわく、予算の増額修正はできない、町長の予算の提出権を犯す、予算の執行権は町長にある等のアドバイスを受けました。

9月17日、少し手直しをした修正案を事務局へ提出しました。夕方、総務課長から電話があり「修正案が可決されても、予算の執行権は町長にあるので、町長は執行しないと言っている。どうですか」と言ってきました。私は「町長が議会とけんかするつもりなのか、やるならやってみたらいいがな」

と返しました。

9月18日午後、修正案のPCR検査補助金250万円の取扱いについて、総務課長、保健福祉課長と協議をしました。結果、私の出す修正案から250万円を外して、町が補正予算（第6号）、今日提案のありました（第6号）に計上するということで合意をいたしました。

そこで、修正案の内容でございます。

予算総額51億7,351万2,000円から、減額の350万いたしまして、51億7,001万2,000円に改めるものでございます。

その内容は、3ページの下段、歳入というところから見ていただきたいと思います。

まず、歳入の中で、基金繰入金としてその財源を求めていました。その財源を、1,126万7,000円から350万を減じまして、776万7,000円とするものであります。

次に、4ページの歳出でございます。

まず財産管理費、これは公民館の東に位置する駐車場なんですが、その整備工事費700万円を減額いたします。そして、定住自立推進費の地方創生臨時補助金を、3,900万円から350万円増額して4,250万としたい。合計350万の減額修正となりました。

次に、その提案の趣旨と理由でございます。

今回の補助金は、人口割と世帯割がありました。まず、人口割については、コロナ感染予防特別支援金として町民1人あたりに5,000円を給付するもので、字・区での給付処理は困難につき、町行政で前回と同様の処理で給付をするものです。世帯割額については、コロナ感染予防対策を優先し、個人への貸与、給付はなく、字・区全体が供与を受けるものとして、共同利活用等に運営、運用するものでございます。

各字・区が同じような事業、取組を実施する場合、小さい字・区と大きい字・区とでは、必要経費に差が生じるものです。物品、道具、資材、機械類等の調達は一律にはいかない。大きい字・区なりに、人、物の経費が多く、大きいのは必然であります。なのに、40世帯と750世帯の字・区の補助金が同額一律とは、全く不合理で公正さを欠きます。

この事業に限らず、今後、町が字・区に補助金等を交付する事業には、全ての町民、世帯が等しく享受、供与、恩恵を受けるものとする。なぜなら、町が施す事業、制度、施策は全ての町民の命と暮らしを守り、健康と福祉を増進することであり、町民のためのものであります。事業、施策にその対象や区分はあっても、町民への対応、待遇に隔たりや格差があってはならないからであります。「人権と平等のまち甲良」を標榜していることを忘れ

てはなりません。

総務費、総務管理費、財産管理費の工事請負費において、駐車場等整備工事費 700 万円の計上は削減をします。理由は、公民館東の土地は、かつて防災センターの建設用地として七千数百万円の経費をかけ、建設寸前に中止をした経緯があります。しかし、防災センターは建設すると言っています。また、役場西の倉庫が解体されることになり、代替の倉庫の建設が急がれます。よって、これらの予定、計画がはっきりした時点で、工事の妨げにならない範囲での駐車場整備をすればよい。

かかる趣旨、理由から、今回の予算案の修正の提起になりました。何とぞ皆様方のご賛同をよろしくお願いします。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 大變的を射た提案だというように私は思っています。

それで、例えばこの修正案が可決して、経過の中にも建部議員が触れられています、執行しないというのであれば、不信任案を提出する用意もあるというのを触れられていましたけども、例えば裏面の、3の裏の方ですね。補助要綱、つまりこの修正案を具体的に稼働させていくには、町をその気にさせる必要があるというように思っているんです。

それで、建部議員にどういう状況か、どうしているのかをお尋ねしておきたいのは、補助要綱ですね。これ、補助要綱はあくまで町がします、つくります。そういうことを実行せしめる上での担保はどういうようにされているのか。例えば、総務常任委員会で委員会を開催しながら、この修正案に合うように、つまりこの両面、この内容が履行されるように、担保が、議会としての監視やそれから提案、そして町がその要綱をつくって実行していく。

つまり、PCR検査にしろ、PCR検査は補正予算の中に今回、6号に盛り込まれましたけれども、4の中にあるような、いろんな諸経費の購入等々、そういうものを履行させていく上で、言うてみたら強制力、そして実行させる点は、どこに力を持たせていくか。

町長が執行しないということになれば大変な問題になってきますが、その点でも町民の安全・安心を整えていこうとすれば、やはり議会がリードしながら、その修正案に沿って事業展開させていくという仕組みが必要だと思うんですけども、それについてはどういようにお考えなのか、1つ聞いておきたいと思います。

○**阪東議長** 建部議員。

○**建部議員** お答えをします。

以前に、企画監理課長は、計画変更はできないということを言っておられました。私は計画変更を国に訴えて、何としても変更を認めてもらう努力をすべきだというふうに思っております。また、仮にそのことが、その金が出さないと国が言うなら、国の第3次、第4次まで、もう、やがてというか、近々第3次が出されると思うんですが、それに乗っかるという方法もありますが、いずれにしても、もう国へ出してある計画を変更することは難しいという話は聞いておりますので、ただ変更が可能なように努力をすべきだというふうに思います。

また、我々もその補助金が頂けるよう、助力、協力をしていきたいという、そういう意向でございます。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 建部議員も触れられましたが、変更がきかないという、地方創生の臨時交付金の申請そのものがそういう扱いになっている。この出発が、早期計画を町が立ててしまったことから始まっています。各町は9月の末に申請するという自治体も幾つもあります。そういう点で、先走りをしてしまったところに大きな原因があることについては、私たちの国会議員の事務所に問合せをして、訂正はできないけども、第3次にそれを盛り込んだ計画はできるという回答をいただいています。幸いに、甲良町の場合はその枠で以前申請をしているので、第3次が組まれればできるというようになっています。

そのこともぜひ活用をして、国会にも内閣にも働きかけていくというのが大事かと思いますので、その点、私たちも努力が必要だと思いますので、建部議員の見解を尋ねておきます。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 今の件は、以前から西澤議員に教えていただいていたというか聞かされていまして、十分理解をしております。いずれにしてもこの第2次の、今回のこれに外れても、近々ある第3次には乗せていく、その努力をしていきたいと思います。

○阪東議長 ほかにありませんか。

木村議員。

○木村議員 1点、ちょっとお願いします。このいきさつの中で、中段ぐらいに書いてあるんですけど、議会が反対したから、いわゆる区長、むらづくり委員長会において、議長が反対したからできないというような文言が書いてあるんですが、これはそのとおりなのか、あるいはもうちょっとオブラートで包んだような言い方で、例えば議会の賛同が得られなかったというような文言なのか、ちょっとこれが、反対という言葉が気になりましたので、ちょっと質問させていただきます。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 この部分につきましては、全員協議会で申し上げました。でも、私もその部分について、会議録に記載する、掲載するということをためらいましたので、ここは、先ほどは省略というか、省いた部分であります。いずれにしても以前、西澤議員からもちっとそういう意見がありました。

結局、町がこういうことをやろうとしているのに、議会が反対したためにやれなくなった。ということは、区長さんやらむらづくり委員長さんは、議会が反対したことによって、これが、当てにしていた補助金が入ってこない。それでもって、その矛先が議会に向いてくるんじゃないかというお話をされていたことがあります。そのことも含めて、私は多分、区長さんやむらづくり委員長さん、議会が反対したから、議会に対する目というものが変わってくる、そういう思いがありました。

でも、先ほどのこの本会議での発言というか、その部分の表現は、私は省いたつもりです。でも、今言っていることが会議録に載りますからあれですけども、そこは私の意図を酌んでいただきたいと思います。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第46号、発議第16号について併せて討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 私は、原案のところで、一律300万円。以前の8月の臨時議会で200万円も否決をされているんです。それを補助金という形にしたとしても、そういう発想が変わっていないというように思います。しかも、それが、その内容が「防災」だとか、それから「コロナ対策」、これを字に任せると。それで、町長は、町の字の自治が育っていくと言うわけですけども、育っていく過程がそれぞれ、字の中に温度差があります。それを町がリードをして全体が引き上がるということをしなければならぬのが、字に立案させていく、この発想自体が私は間違っているというように思います。

それから、駐車場の整備については、修正案で述べている指摘をしているところが、大變的を射ているというように思うんです。

町が総合的に計画をすべき重要事項です。ですから、財政も、人も、職員の体制も、町民もそこに向けて防災の体制、計画をどうするのかというのも、総合的にこの駐車場の利用計画もかかってきます。その点で、町長が建設中止を表明した後の方向をどうするのかと、これは大變揺れています。ここに持ってきたり、それから小規模にするなどと言われてはいますが、確定的な方針がまだありません。そういうことをしない段階で、駐車場の整備700

万を計上するというのも、これは計画の中での計上だというように思いますので、原案は取り下げるべき、修正案を賛成すべきだというように私は思いまして、原案に反対し、修正案に賛成の討論とさせていただきます。

○阪東議長 ほかにありませんか。

木村議員。

○木村議員 この発議に対しては、私は賛成というふうにしたいと思いました。

委員会のときには、あのときの修正案には反対をしました。それは、近隣の各字の役員さん関係にいろいろお話を伺ったところ、ぜひ欲しいんだというような話があったんですけれど、その委員会において否決がされたという話は、またいろんな方が知っておられました。知っておられまして、「反対になったんですね」というて確認を、私、会ったときに、あるいは電話でお話をさせてもらったときに「そうでしたんや」というふうになって、一応、理由を述べました。

建部議員が修正案で3,900万の使い方を、こういうふうな、やっぱりこう思われる、いわゆる公平公正なコロナ対策ということで、町民全員に行くには一番いいんじゃないかというふうに、元は私はそういうふうに思っておったんですけれど、委員会でも申しましたけど、額から言うて町民1人頭5,000円、あとは各字、13カ字で割ったらなというふうに思っておりました。

そのもう一つ詳しくは、今の建部議員のこの修正案に出ているとおりでございまして、この修正案のことを皆さんにお聞きしたところ、私の説明、あるいはこの修正案どおりの説明を「仕方ないわな」というようなことで、皆さんまあまあ賛同してくれはったというふうに私は取りましたので、この修正案に対しては賛成をしたいというふうに思います。

○阪東議長 ほか、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより発議第16号を採決します。

お諮りします。

ただいまの修正案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、発議第16号は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く議案第46号 令和2年度甲良町一般会計補正予算(第5号)について採決します。

お諮りします。

ただいま修正議決した部分を除く部分については原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

ここで、お昼の休憩をしたいと思います。

再開は１時４５分をお願いします。

(午後 ０時２０分 休憩)

(午後 １時４５分 再開)

○阪東議長 休憩前に引き続きまして、会議を再開します。

次に、日程第１４ 議案第４７号 令和２年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第４７号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第４７号は可決されました。

次に、日程第１５ 議案第４８号 令和２年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第４８号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第４８号は可決されました。

次に、日程第１６ 議案第４９号 令和２年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 本会計については、反対でありますけども、補正という枠内で賛成といたします。

○阪東議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第４９号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第４９号は可決されました。

次に、日程第１７ 大滝山林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○阪東議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○阪東議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大滝山林組合議会議員に建部孝夫氏を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました建部孝夫氏を大滝山林組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○阪東議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました建部孝夫氏が大滝山林組合議会議員

員に当選されました。

ただいま大滝山林組合議会議員に当選されました建部孝夫氏が議場におられますので、本席から会議規則第33条2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、日程第18 発議第17号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第17号。

令和2年9月24日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 西澤伸明。

賛成者 建部孝夫。

甲良町の教育施設などと全家庭に安定ヨウ素剤の事前配布を求める決議（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出します。

○阪東議長 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 9月4日に開会されました甲良町議会の本会議において請願が採択されました。賛成いただいた皆さん、そして可決されましたので、本当にありがとうございました。

そして、その請願を甲良町長、甲良行政に向ける、求めるという内容で決議案をまとめさせていただきました。内容は、その最後のくだりがそういう締めくくりになった以外は、変更がございません。

私も原子力発電の稼働については反対の立場を取っています。しかし、当面は原子力発電、原発と併存をしていくというのは現実であります。福島事故も経験をしております。いつ何どき起こるか分からないというのが事故であります。そういう点で、備えが必要ということを請願者も強調されていましたが、そのことについても、安定ヨウ素剤を配布する、そして飲むことによって子どもたちの命が守られる、こういう経験もあるわけですから、ぜひ実現をしていただきたいと、私自身も思っています。

案文を読み上げさせていただきます。

甲良町の教育施設などと全家庭に安定ヨウ素剤の事前配布を求める決議（案）。

現在、全国で再稼働している9つの原発のうち4つは隣の福井県にあります。高浜原発の3号機と4号機、大飯原発の3号機と4号機です。これに加

えて、関西電力は今年中に、3つの老朽原発、高浜1号機（運転歴45年）、高浜2号機（同44年）、美浜3号機（同43年）を再稼働させる準備をしています。

仮に、大飯原発で過酷事故が起きて放射性物質が放出されると、風速4メートルの西風が直進で吹いている場合、甲良町には4.6時間で同物質が飛んできます。その中には、甲状腺がんを引き起こす「放射性ヨウ素」が含まれています。

ただ、適切な時期に安定ヨウ素剤（ヨウ化カリウム）を服用すれば、甲状腺がんになることを相当程度防ぐことができます。原子力規制庁の解説書によれば、放射性ヨウ素を吸入する前24時間から吸入した後の2時間までに同剤を服用すれば90%以上のがん抑制効果があります。服用が24時間後になれば、その効果は7%に急減します。

子どもは発達が早い分、放射能の影響を受けやすいと言われています。チェルノブイリや福島では、同剤を服用しなかった多くの子どもが甲状腺がんにかかっています。一方、3,303世帯のうち3,134世帯に安定ヨウ素剤を事前に配布した福島県の三春町では、甲状腺がんの発症がほとんどなかったと報告されています。

同剤の副作用について、原子力規制庁の解説書は「副作用の心配はほとんどない。副作用による健康影響へのリスクよりも、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくのリスクの方が大きい」と述べています。また、安定ヨウ素剤は1粒10円以下で購入でき、町財政の大きな負担になりません。

原発そのものには賛否両論があります。原発への賛否にかかわらず、原発事故と放射能放出のおそれが否定できない以上、放射能から町民の命や健康を守ることは、全ての住民の願いであり、町行政の大事な役割だと考えます。

以上のことから、野瀬町長におかれましては、町民、とりわけ子どもの健康と命を守るために、以下の措置を講じられることを強く要請します。

記。

甲良町の教育施設など（幼稚園、保育園、小学校、中学校など）に安定ヨウ素剤を事前に配布すること。また、全ての家庭に安定ヨウ素剤を事前に配布すること。

以上、決議する。

令和2年9月24日。

甲良町議会。

以上です。

請願のときにも説明をしましたが、福島の事故で、ここにあります三春町の例では、200人を超える子どもたちの甲状腺がんが発見されていますが、

三春町では2人の事例しか報告されていないというのを聞いております。そういう点でも、効果ありということになりますので、ぜひとも実行を求めて、決議とさせていただきます。

どうぞ皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

宮寄議員。

○**宮寄議員** 6番 宮寄です。

提出者に1つ、ちょっと簡単な質問なんですけど、この薬の、ヨウ素剤の賞味期限はたしか4年か5年かと言われていましたが、それで間違いなかったですね。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 宮寄議員の質問にお答えします。

確かにそのとおりです。請願者は5年と言っておられました。ですから、4、5年というのが正解だというように思います。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

建部議員。

○**建部議員** 賛成討論でございます。

この僅かの、1錠10円の薬を飲めば甲状腺がんが防げるというところでございます。予算的にも二十数万円で甲良町が賄えるという規模でございます。この12月議会に予算計上されることを求めて、賛成討論といたします。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

丸山議員。

○**丸山議員** すいません、この間ちょっと考え事をしていて、申し訳ないです。

賛成討論をさせていただきたいと思います。

これからの甲良の子どもたちを守るためにも、やっぱりこれは必要なものだと思います、早急に何とかまとめて、お願いをしたいと思います。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立全員です。

よって、発議第 17 号は可決されました。

次に、日程第 19 発議第 18 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 発議第 18 号。

令和 2 年 9 月 24 日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 山田裕康。

賛成者 建部孝夫 木村修 丸山恵二 宮寄光一 山田充 岡田隆行 小森正彦。

（仮称）甲良町南部工業団地予定地の有効活用を求める決議（案）

上記の議案を、会議規則第 14 条第 1 項および第 2 項の規定により提出します。

○**阪東議長** 本案については、山田裕康議員から提案説明を求めます。

山田裕康議員。

○**山田裕康議員** すいません、それでは朗読をもって代えさせていただきます。

（仮称）甲良町南部工業団地予定地の有効活用を求める決議（案）。

本議会は（仮称）甲良町南部工業団地予定地の有効活用を求める。

以上決議する。

令和 2 年 9 月 24 日。

甲良町議会。

理由。

平成 26 年に大林組から寄贈を受けた西ヶ丘にある（仮称）南部工業団地（以下、南部工業団地という）（約 28 万 9,000 平方メートル）は、寄贈を受けてから 6 年以上も経過している。

町長をはじめ担当課としても西ヶ丘の有効活用についてご尽力されていると思うが、いまだに西ヶ丘の有効活用が実現されていない。

以前にも議員からの一般質問で、本来支出しなくてもよい除草作業等に町の税金が無駄に使われていると指摘があった。

早期に西ヶ丘の有効活用が成功し操業していれば、固定資産税や法人税等の町税収入があり、財政力の脆弱な甲良町にとっては大変有益なことであり、また、地元の採用も期待でき、新たな雇用が生まれていたのではないかと思う。

本町は、毎年人口が 100 人近くも減少しており、町自体の勢いがなくな

ってきているように感じるため、地域を活性化し、新しい甲良町を創造していくためには、ぜひとも早期の西ヶ丘の有効活用が熱望される。

令和２年８月１１日に開催された区長会においても、西ヶ丘の有効活用を望む声が多数あったと聞いています。

幸いにも、西ヶ丘の場所は、湖東三山スマートインターチェンジや、数年後には多賀町内にもスマートインターチェンジが開設され、交通のアクセスが良好な地域であり、すぐ近くには西明寺があり、広島大学大学院教授が西明寺の本堂の２本の柱に、計８体の菩薩立像が描かれていることが赤外線撮影で判明したと発表があり、７世紀中頃、飛鳥時代の画法が用いられていることは、国宝本堂が世界遺産級の木造建築の可能性が出てきました。

西明寺も、信仰と観光と自然を考えての観光振興事業であれば、賛成であると言われております。

このようなことから、町民みんなが幸せで安心して暮らせる甲良町を実現するためにも、南部工業団地予定地をグランピング等で活用できる西ヶ丘自然公園、西ヶ丘農業公園として活用することを求めるものである。

以上、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

野瀬議員。

○**野瀬議員** 全協で宮寄議員からの質問に対して明確に答えられていないようなので、ちょっと再確認なんですけども、この文章を見る限り、西明寺の考え方をえらい取り入れられておりますので、観光振興というところで進めるということで、文章は読んで取れます。

前半部分は私も賛成なんですけども、例えば大手企業が工場の誘致をすると。もちろん地元民も採用すると。何人かの従業員も連れてくると。こういった好条件だったら、私はもろ手を挙げて賛成なんですけども、そのときに、今のこの文章だと、それ、賛成とは取れないんですけども、それはどのようなことなんでしょうか。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** すいません、お答えさせていただきます。

全協でも質問があったとおりなんですけど、やはりこの開発をしようとするれば、どうしても西明寺との関係が浮上してきます。そういった関係で西明寺さんの意見がこういうようなことだということを入れさせてはもらっているんですけど、やはりこれに対しましていろんな意見も出てくると思いますし、町民が、甲良町が潤うとか、そういうことになってくることがあれば、そのことも視野に入れて考えなければいけませんし、また、山田充議員がこの前に言われたように、国の施設等が来るということになれば、またそちら

も考えていかなければならないということがありますので、ここにはこういうようなことが西明寺さんとしては理想だということを書かせてはもらっていますが、やはりこれはこれからの事業ですので、行政の方も考えていただき、有効に活用していくということをしていてもらいたいと思います。そういうことで、このように書かせていただきました。

以上です。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 何点かまとめてお尋ねします。

山田裕康議員は、この決議、今、必要だというように考えている背景をご説明いただきたいというように思うんです。

私たちは今、消費税の増税だとか、それからコロナの問題で大変苦慮をしています。町民の暮らしも今大変です、滞納に表れている。滞納にならない人であっても、これは勤め先の雇用が不安定、給料が下がっています。こういうときに大きな費用を使うこの事業を進めるべきというように考えているのかどうか、これが1つです。

もう一つは、中間開発業者を公募しました。ここにありますように、6年の間が経過をしましたが、公募しましたけども、応募はゼロです。その問題を町が総括をして次に進もうとしているのかどうか、山田裕康議員の認識を問います。

もう一つは、この文章でもありますように、西明寺さんの意向を十分尊重するというように最後のくだりではつくられていますが、山田裕康議員は、聞くとところによると、西明寺さんにこういう議案を提出するのでもいいかどうか、こういうように聞かれたというように思いますが、西明寺さんの言葉によりますと、南部工業団地、つまり町が設定をした仮称でありますけども、その名前も消してほしい、取ってほしいというのが願いであります。そのことを、意向を入れるとなると、これ、工業団地と自然との関わりでは大変矛盾するんですね。これをどう思っておられるのか。

その3点、お答えください。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** すいません、お答えいたします。

この件を出そうと思ったのは、私も何年か前からこの南部工業団地ということで、何回も議案等が、先ほど言われました中間業者を入れるとかいうことが議会で言われておりました。そのたびに私は西明寺さんの方へ行って、西明寺さんの意見等をずっと聴かせてもらっておりました。

西明寺さんの意見としても、ここですね。前から言っておられるのは、甲

良町に対しては、やっぱりいつも恩義というのか、世話になっていることが多いので、自分と意見が合えば協力の方をさせていただくということを聴いておりました。それで、それに対して、またこの意見を出させてもらうことに対しまして、許可をもらっております。

それと、説明のときに言いましたが、湖東三山の住職の3人がいる金剛輪寺、百済寺さんの住職もこの件は知っておられます。

ということで、このことに対しては、もう西明寺さんの方も自然と、こういうことでしたら早期に進めていただきたいというか、早期に進めていってほしいということ言われていました。

また、前も言わせてもらったんですが、看板の件も、そういうふうに甲良町が出していただければ、工業団地反対という看板も下ろさせていただくということでした。

次は何でしたっけ。

○**阪東議長** なぜ今必要なんですか。

○**山田裕康議員** 今、コロナの時期等があるということでしたのですが、やはりここらが6年も経過して何も動いていないということに対して、やっぱり行政としても、これに対しては甲良町も、真ん中に書かせてもらっているんですけど、人口が減少しているということもあり、やっぱり町自体の勢いがなくなっているというので、やはり活性化のために私はまた、今、これから進めていっていただきたいという願いがあって、出させていただきました。

それと、最後に言われましたことなんですけど、この前、湖東三山の3名さんが寄られて話し合った中で、甲良町南部工業団地ではなく、向こうが言っておられるのは、西ヶ丘自然公園整備事業というふうな名前に変えていただきたいというのが湖東三山の住職さんの願いやということ言っておられましたということだけはお伝えしておきます。

以上です。

○**阪東議長** もう1点あるな。中間開発業者がなかったということで、町の総括ができていないんやけれども、要は、山田議員はどう考えているのかという。

○**山田裕康議員** すいません、中間業者がなかったということ。

○**阪東議長** 中間業者がなかったということ、要は不履行に終わったんやけれども、それは町の総括ができていないんやけれども、山田議員はどう考えているんやというふうな質問です。

○**山田裕康議員** やはり町としても、その業者がないということに対しまして、もう少し案を出していただかなければいけない。それに私は前、大林組さん

が言われていたことを、もうちょっとこの前言わせてもらっているんですが、水が出ないということも関係があるんじゃないかということもありますので、そこら辺のところをやっていただかなければいけないということで、やっぱり工業団地ということで、手を挙げる業者、企業もないということに対して、もう少し甲良町の方が考えを改めて、いろんな業者に対するアプローチ等を必要としているのではないかということを考えております。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 先ほど聞きました3つの点について、山田議員がどう認識しているのかという点で明確になりません。

例えば、中間業者の名のり手がなかったことについて、町は総括をしていないのではないかと。そのことについて、山田議員はどう認識しているのかというのがあります。いいのか悪いのかも含めて、町の体制がないことが原因だというように私は思っていますが、その重点に取り組むことには、今、甲良町はなっていないんですね。ですから、その問題について再度、答えていただきたいと思います。

もう一つは、決議文にあります、新しい甲良町を創造していくためには、この西ヶ丘の開発、整備が必要だと。これは筋が違うのではないかと思うんですね。このことを開発したからといって、活性化するとは私は考えません。今の甲良町が衰退をし、大変困難な状況になっていっている原因はほかにもある。そのことを1つの起爆剤にしても、成功するかどうかについては大変ごつつい費用をかけます。こういう体制ができるのかどうか。これをどう考えているのか、お答えください。

そして、先ほどの回答の中で、西明寺さんは本文と自然信仰を尊重するというのとは、油と水だと言っているんですね。そういうことが町としてコーディネート、つまり整理をして全体を計画していくということになるのかどうか、この文を実行していく、このことがどういうようにして整理をされていくのか。つまり、端的に言うたら、西明寺さんの賛成がなかったらこの開発ができないよというように山田議員は考えているのかどうかですね。そのことを言ってもらったら分かると思います。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 お答えします。

西澤議員からの質問で、やっぱりこの総括がなかったということなんですけど、やはり私も一般質問のときにステップ1からステップ5とかいろんなことを質問させてもらいましたが、そのことに対してのこういうようになったかという議会への報告はありませんので、やはりこれは、1回は総括をしていただいて、それからどうするかということを出していただかなければい

けないのだということを私は思っております。

それと、次に、この新しい甲良町を創造していく活性化のところなんですけど、やはりこのことに対しまして、甲良町としてやっていかなければならないことというのが、やっぱり町民の願いでもあるということを区長会でも言われていますので、やはりこういうようなことをしていくことによって、甲良町にまた新しい産業が生まれればいい。また、そういうようなことで活性化していくのではないかと私は思っておりますので、このことに対して出させていただきました。

あと、西明寺さんのことですかね。これはやっぱり私の思いなんですけど、一般質問でも言いましたように、西明寺さんの同意がなければ、この事業は進まないということを思っておりますので、そのことは言わせていただきます。

以上です。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

宮寄議員。

○**宮寄議員** 賛成者に名を連ねておりますが、今の提出者の答弁によりますと、西明寺さんの賛成がなければ賛成しないということになりますと、この文を読みますと、自然公園として以外は駄目と聞き取れるんですけど、何かこれ自体がややこしいんですね。賛成討論ではありませんが、私は西明寺さんが賛成しようがしまいが、町民の過半数以上が賛成すればいい事業だと思っているんですけど、何も西明寺さん1人の、1軒の意見を重視するのはそれで結構ですけど、ちょっと今の、最後の工業団地を外す、例えば生産工場が来れば反対なのか、提出者の意見を聞いているんです。これは西明寺さんの意見であって、提出者はどう思われているのか、そこを質問されていると思うんですよ。お願いします。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** ここにも書かせていただいております。西明寺さんの意見で、賛成ということで、西明寺さんの意見であればこれで賛成ということを書かせていただいておりますが、これから事業を行うにあたっては、やはり町民、行政、そして今言われています西明寺さんのことがありますので、そこら辺のことで有効に活用できるという案があれば、やはりこれは町民の意見も大事にし、進めていかなければならないということを私は思っております。それ以外は駄目ということではなしに、それは西明寺さんとの話合いで、行政がしっかりとした話合いを持つべきだと私は思っておりますので、それで進めていけばいいということを思いますので、そういうことではありませんので、それだけはご了承をお願いします。

○阪東議長 ほか、ありませんか。

野瀬議員。

○野瀬議員 5番 野瀬です。分かりにくかったので、明確に言ってください。

工業団地はこの請願の中で可能なんですか、推し進めるんですか。それとも、工業団地は西明寺がノーと言っているんで、この請願からは外れるんですか。どちらですか。

○阪東議長 山田裕康議員。

○丸山議員 議長

○阪東議長 はい。

○丸山議員 ちょっとすみません、この辺聞こえにくいんで、ちょっとこれだけ離れているし、マスクを取ってもらいたいんですけど。

○阪東議長 どうぞ。

○山田裕康議員 すいません、野瀬議員の質問にお答えします。

こちらで西明寺さんの意見を、こういうように言っているということを書かせてもらっています。工業団地が駄目ということをや西明寺さんが言っているということを私は一般質問等で答えておりますので、これに対して、工業団地にしてもいろんな工業があると思います。そのことに対して、いろんな業種があり、いろんなことがあると思いますので、そういったことはやっぱり話し合いを持ってやっていかないと、絶対駄目だということを私は思っておりますので、それだけは言っておきます。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 まず質疑を聞いていまして、発議者の意思と、そして動機が非常に揺れている、あいまいだというのは指摘せざるを得ません。そういう点では、どういうようにして寄付を受けた土地を有効活用していくのかという点では、これ、計画はこれからですけども、発議そのものの、決議(案)そのものの動機がやはり見えてこないというのが実態だというように私は思っています。今上げるべき決議かという点では、大変大きな疑問を持っています。

2つ目には、町行政が今、力を集中してしなければならないのは、やはりコロナ対策、暮らしと経営ですね。商売人も今、建設業者を含めて大変です。ここに力を注いでいくときに、この決議に沿って実行を求めていくとなると、予算と、それから行政の力が分散されます。そういう点では、賛同できない点です。

もう一つは、中間業者を募集しましたが、なかったんです。そのことについて、町はなぜなのかという点で、明確な総括がありません。そして、その反省の上に立って次のステップへ進むのであれば、次のステップに進んでいくという手順が要ると思いますが、それがないままでこの決議を受けて、どうするのかと、要綱をつくるとか言いますけども、現実にはなかなか募集がなかったのが実態でありました。それをどう受けるのかという点では、前が明るく見えてまいりません。

もう一つは、西明寺さんの意向を最後のところに書かれていますが、それは他の議員が言われているように、あくまで西明寺さんの意見です。しかし、町としてこの自然の問題や、それから西ヶ丘をどうするのかという点では、総合的な計画は当初、6年前に土地の利用計画が出されましたけども、その実行については確かな道筋になっていません。そういう点でも、この決議は今上げるべき点ではないというのを強調して、反対討論とします。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

宮寄議員。

○**宮寄議員** 賛成討論をします。

この文言を読むと、ちょっとあやふやな点があるんですけども、やはり区長会ですね。区長会の意見、そこにやはり重きを置いて、この西明寺さんの意見もありますが、区長会の意見の方が私は重要だと認識しております。やはり町民は自然公園として活用する、できる、それが一番の理想だと思うんですけど、私も。自然公園だけじゃなく、広い視野で公募していただいて、これはあくまでも行政のお尻をたたき、行政、野瀬町長になってからまだこれは動いていないから、どうなんですか、動かないんですかという意味の決議（案）だと思うんですね。

そういう意味を込めましても、いろんな広い視野で募集するという意味を含めまして、賛成討論といたします。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

木村議員。

○**木村議員** 私も賛成討論をさせていただきます。

この文書、決議文の最後の西明寺さんのところが書いてあるわけですけど、これは提出者の山田裕康議員が西明寺さんとお話しされて、こういうような文言になったのかとは思いますが、私は西明寺がある池寺からの町会議員として、ちょっと一言付け加えて賛成としたいと思うんですが、西明寺さんと池寺、あるいは私自身との間でちょっといろいろとあった中で、池寺の区民が南部工業団地の開発に前向きに考えていかれるのならば、私も賛成はせんこともないみたいな文言を、ちょっと私、今日、文書を持ってこな

かったんですけど、そういうような一文をもらってありますので、この最後に書かれてある西明寺云々の部分とちょっとちゃうなと思いながら見てたんですけど、ただ、西明寺さんもしわゆる池寺の一区民なので、また、今言いましたように池寺の区民のほとんどの、多くの賛同が、南部工業団地の開発に対して賛同が得られるのならば、私も反対をするつもりはないというような文書だったと思うんですけど、そういうような文書をもらってありますので、そのことを除いて、私は私なりの西明寺さんとの間の理解をもって賛成討論とさせていただきます。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

野瀬議員。

○**野瀬議員** 私はこの文章自身、ちょっと読みますと、西明寺さんとの関係、ここがやっぱり気になりますので、ここがなければ私も賛成したいところなんですけども、これがある限り、有効活用自身が限定されてしまうと。これを出し直して、口では何とでも言えるんですけども、出し直してもらって、文章自身が直ればなんですけども、現在、この文章では賛成し難いということで、反対討論とさせていただきます。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、討論を終わります。

これより、発議第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立多数です。

よって、発議第18号は可決されました。

次に、日程第20 令和2年3月定例会発議第4号 甲良町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例(案)について議題とします。

本議案については、総務民生常任委員会に付託され、その審査報告書が提出されています。

これより、総務民生常任委員会の審査報告を求めます。

建部委員長。

○**建部総務民生常任委員会委員長** それでは、総務民生常任委員会に付託を受けました案件の審査報告を申し上げます。

令和2年3月定例会の発議第4号で、甲良町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例が付託を受けました。

その審査の結果は、原案否決であります。

その審査の経過でございますが、議員定数を12人から10人に削減することについての協議の結果でございます。意見は幾つか出されました。

全議員での議論ができていない。また、定数を削減すると各常任委員会の構成人数も6人から5人となり、多様な意見聴取や議論が深められない。また、定数が10人になると、小さな字から議会議員に立候補するにも難しくなる。今現在、十分成り立っているため、あえて削減する必要はないという意見。

また、全国的に見て、議員数10人は、人口5,000人を基準としている市町村が多く、町人口が5,000人を割るような段階になれば、削減を考えてもいいのではないかと。今は現実的ではないという意見。

また、人口減に向かえば、より一層町民の意見の吸い上げをする必要があることや、報酬との関係からも、今は削減する理由がないとの意見がありました。

議会改革調査特別委員会で議題とし、十分議論をした上で、必要となればその際に上程してはどうかという意見もありました。

以上でございます。

○**阪東議長** 以上で、総務民生常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対して、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、令和2年3月定例会発議第4号について、討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** ただいまの委員長報告のとおりだというように、どうりだというように思います。

私は議員定数を削減することに全て反対するわけではありません。ここにありますように、5,000人を基準にするかどうかは別としても、人口が減少していったら、そのまま定数を維持するというのは考え直す必要があるというように思っています。

同時に、やはり費用から見れば、多く見てざっと700万円です。その費用をやはり町民のために活かす、元々私たちは町民の税金で報酬を頂いているわけですから、その報酬を頂いた分、また、議員に信任をされ、付託をされたことを行政の中で反映するために活動していくというわけですから、この議員定数が10人になる、こうしますと、ここにありますように、やはり町民の声を吸い上げていろんな立場から、つまり賛成、反対、また立場の違う議員が集まってきて意見を闘わす、これが活性化する上での大事なところ

でありますので、議員定数削減をしていくことについては、今回、委員長報告を賛成するものです。

○阪東議長 ほかにありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 私も全国正副議長会なんかに行っていろんな意見を聞いておりますが、定数を削減するのは簡単なことであり、しかしながら、この近隣であれば、豊郷町なんかは人口がぼちぼちとでも増えている、愛荘町さんに関しても人口はぼちぼち増えている。ああやって増えてきた場合に、今度、定数を戻すというのはなかなか難しいと聞いております。定数を削減するにつけては、今、若者の議員がなり手不足、定数を削減するのだったら報酬をアップする、そういう案が、いろんな全国大会に行くと聞いております。

この近くで福井県池田町、前、ほかの大滝山林組合の方で研修に行ったことがあるんですが、人口は僅か3,000人。3,000人で町長、副町長、議員定数は10人、それでもうまく回られているということを聞いていました。今、建部委員長が言われたように、人口が5,000人を切るようなことがあれば、また考えていったらいいんじゃないかと、今ここはその委員長の言うとおりでいきたいと思います。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、令和2年3月定例会発議第4号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は否決です。

原案について採決を採ります。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 起立なしです。

よって、令和2年3月定例会発議第4号は否決されました。

次に、大町善士雄氏の失職について、西澤議員から緊急質問の申出があります。

西澤議員の大町善士雄氏の失職の件の緊急質問の件を議題として採決します。

この採決は、起立によって行います。

西澤議員の大町善士雄氏の失職の件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として直ちに発言を許すことに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長　ご着席願います。

起立多数です。

よって、西澤議員の大町善士雄氏の失職の件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として直ちに発言を許すことは可決されました。

西澤議員の発言を許します。

西澤議員。

○西澤議員　ただいま議長も、そして皆さんからも緊急質問を許していただきました。ありがとうございます。

緊急というのも、既にかなり時間がたっていますけども、甲良町の中の大事な問題、しかもこれは大々的にテレビ、新聞で報道されてしまいました。その中身は甲良町の失態として描かれています。ですから、実際のところはどうだったのかという点では町民には伝わっていません。何ということをしているんだというのが町民の圧倒的な声になっています。つまり、大町善士雄氏が失職しているのに登壇させたと、つまり議会に出席させた。何ということをしているんだということです。

この点については、いろいろとありますが、私が質問に立てた点を問いただしていきたいというように思います。

9月2日の第6回臨時会において、町長の説明および報道等で明らかになったのは、7月27日付にて大町氏の刑が確定をし、公職選挙法および地方自治法の定めにより失職していたことが分かりました。にもかかわらず、甲良町議会第5回臨時会（8月3日開会、12日閉会）に大町氏が出席する事態となっていました。議員資格のない人物が議会審議に参加し、採決にも加わったという異例の事態となり、町内はもとより全国的にも批判を浴びることになりました。

そこで、私は町に通知があった時点、つまり①のところですが、町が大町氏の失職を認知してからの対応について、大変疑問を持っています。①で8月11日に通知がありながら、次の日の12日の本会議に出席を許してしまったのはなぜか。

2つ目に、②上記の通知があった事実を議長に知らせたのが8月24日と言われていますし、私もそう聞いています。これがなぜこんなことになったのか。

3つ目に、再議のための第6回臨時会の招集が急遽9月2日に設定されました。前日の同月1日に全議員に連絡されましたが、この失職の通知があったから約20日間、対応が遅れたのはなぜか。

それから、2つ目には、これはいろいろ問題がありますが、大町氏の有罪確定の可能性を事前に察知していたにもかかわらず、確定判決の事実を掌握

する努力を尽くしたのかどうかも問われます。

つまり、大町氏については、単なる個人情報ではなく、甲良町の議員で議員資格に関わる重大問題であり、第5回臨時会招集にあたって、有罪確定の有無をあらゆる努力を払って調査すべきではなかったのか。その努力を怠ったのではないかと、こういう疑問が湧いてきます。

この点、まずお答えください。

○阪東議長 住民課長。

○小林住民課長 西澤議員のご質問にお答えする前に、役場のそれぞれの部署がこの大町件に関しましてどのように関わってきたのかという経過の方を資料にまとめさせていただきましたので、まず資料の方のご説明をさせていただきますと思います。

まず7月の6、7、14、28、いずれも総務課の方では、議会事務局長からの依頼によりまして、顧問弁護士に大町氏の失職に関する相談を行っております。

7月28日に大町氏が来庁されまして、議会で局長から大町氏に以下のように尋ねられております。「昨日、もうすぐ収監されると言われたので、失職などに値するのでどうか、通知はあるのか」と問われましたけど、大町氏は「何もない」と返事されております。「わしにも分からん、近々や。今朝、大阪の弁護士のところに行ったけれども、弁護士もいつになるか分からんと言われた。辞職願を出すか自動失職や。何かを出さなあかん、届け出なければならぬという根拠はあるのか」というような回答をされたそうです。

7月29日、翌日にも来庁されました。議会の局長の方から大町氏に「収監される日が失職の日ではない。その日付によって失職後の議員活動や報酬支払いの問題が出てくる」と話されますが、大町氏は「通知も何も来ていない。そのことは十分知っている」というふうに回答されております。

7月29日、同日、議長の方がお越しになりましたので、議会の方で局長から阪東議長の方に、前日、前々日の大町氏とのやり取りについて報告をされています。

8月7日、西澤議員と総務課長と田中不当要求対策官と大町氏の件で会話をされているそうです。

8月11日、住民課の方に戸籍係が、午後、既決犯罪通知書の受付をしております。

8月12日、私の方が議会終了後に町長の方に報告をしております。

8月13日、選挙管理委員会の方に、公職選挙法第29条第1項の規定による通知を、住民課よりお出ししていますので、受け取っていただいています。

このときの関連法規の方として、資料の３ページの方をご覧ください。

この場合の、まず公職選挙法でいくと、通知の方は、２段目の第２９条、市町村長および市町村の選挙管理委員会は、選挙人の住所の有無その他選挙資格の確認に際し、その有している資料について相互に通報しなければならないということがございますので、本籍地、住居地が一緒である場合はこの２９条で通知をさせていただきます。本籍地と現住地が違う場合は、上の公職選挙法の３項のところにありますそちらの条文によって、本籍地を有する市町村が現住所地を有する市町村の選管の方へ通知をすることになっております。

戻っていただきまして、この２９条の第１項の内容で、次、地方自治法第１２７条というのがあるんですが、この３ページの地方自治法の２段目にございます第１２７条、これが失職および資格決定の条項になります。

普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき、または第９２条の２の規定に該当するときは、その職を失うということになっております。

先ほどちょっと言い忘れましたが、上の公職選挙法の第１１条の第２項を見てください。ここは、選挙権および被選挙権を有しない者ということで、この第２項に禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者ということになりますので、この場合は自動的に失職するという文言になっております。

あと、内務省局長通達というのがございますので、これは４ページの方を見てください。最後の裏面になります。

これは現行、法律がありまして、基本的人権の尊重が認められるようになってから、犯罪人名簿の取扱いにつきましては、３行目になりますが、選挙資格の調査のために調製保存しているものであるということで、次の４行目に身元証明等のために使用することは論外、避けてくださいというような通達が出ております。

１ページ目にちょっと戻っていただきまして、これに基づいて選管の通知が終わりました後、８月１７日、議会から、局長から情報提供が可能か、企画監理課長、住民課長の方に相談を受けています。

８月１７日、企画監理課長の方が、甲良町情報公開審査会の高橋会長の方に相談メールの方を送付しております。

８月１９日、議会の方からは、議長名で情報公開請求の方が行われております。このとき、大町氏の失職の可能性はあるも、議会の方では確認できないため、８月分の大町氏の報酬支払い事務処理をしております。

同日、企画監理課の方で情報公開請求の受付をされまして、住民課の方へ

報告をいただいています。住民課の方で情報公開請求を受領しております。

この情報公開条例の法規に関しましては、4ページ目をご覧ください。

情報公開の真ん中のところになるんですが、分類の2番目、経歴に関する情報というのがありまして、これが全部、非公開情報の一覧でございます。その中の、具体例の中の12番目、既決犯罪通知書というのが載っておりますので、情報公開条例の中では非公開情報であるということが位置づけられております。9条の方は、情報の存否の有無に関する情報ということで、これは公開請求に関しまして、当該の公開請求に関わる情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開するとなるときは、この公開請求を拒否することができるという文言がございます。

ちょっと続けて言わせていただきます。

同日19日、町長の方が、議会の方に、町長決定により大町氏の報酬支払いをしないというような報告をされています。大町氏の8月分の報酬の起票取消し処理を行っております。

8月21日、選挙管理委員会の方が、選挙人名簿の閲覧について、滋賀県選挙管理委員会の方へ問合せをしております。

次のページをお願いいたします。

同日、大町氏から電話がございまして、「何で議員報酬を振り込まなかったんや。払わなかったら事前に本人に言わなあかんで」と議会に電話が入りましたが、支払いの方は町の方であるということなので、総務課の方がこの電話に対応しております。

8月24日、大町氏が来庁されまして、一般質問の通告書の提出をされまして、9番で受付をされております。招集通知の中で、同日、町長からの9月議会招集通知に、大町氏の失職による通知除外の一文の記載がございます。議会の方が、局長が議会運営について、議長会の方へ相談をかけております。

同日、町長、議長、総務課長、局長で取扱いの方を協議されております。町長から議長に失職の旨、このときに報告をされております。総務課の方が、県の市町振興課の方へ再議に関する問合せを行っております。

25日、議運の方が開かれまして、議会運営委員会で全議員に報告をさせていただきます。この折、大滝山林組合に連絡し、議運の記録をもって通知文を作成しております。

同日、議長が来られたときに企画監理課に高橋審査委員長からのメールの回答の電話がございまして、住民課から情報公開に関する回答報告の方をお渡ししています。議長の方に、このときは先ほどの情報公開条例の関係がございまして、情報存否応答拒否決定通知書の方をお渡ししております。

8月26日に、電話連絡の方で、議会から、局長の方から大町氏に6項目

を伝える電話を行っております。1番が、9月議会に招集しない。2番目が、一般質問を受け取ったが、その後、招集しない旨判明したので、資格なしと。3番目、議案書は送付しない。4番目、大滝山林組合、27日の議会は行くことはできません。5番目、年金手続の説明。これは議長証明が必要であることから、言われています。7番目、7月分報酬の日割りで返還を求める。大町氏は「弁護士に相談しているので、ちょっと待って」というような回答を得ています。

同日、総務課の方では、選挙人名簿の閲覧について、県の選管委員会からの回答を受けています。

翌8月27日、総務課の方が、県の市町振興課から再議に関する回答の方を受けております。議会は、このとき局長が、大滝山林組合の議会に大町氏が行っていないことを確認しております。

8月28日、議会で議長と今後について協議をされております。このときに情報公開の不服申立て、選挙人名簿閲覧を行うこと、全協で大町氏について報告すること、ホームページを削除することという内容です。

8月31日に、総務課で、県市町振興課を訪問し、直接再議に関する相談の方を行っています。

大体、以上が経過報告とさせていただきます。

あと、個別質問に関しましては、また担当ならびに町長の方からお答えさせていただきます。

○**阪東議長** 野瀬町長。

○**野瀬町長** 経過については、住民課長がそれぞれのセクションの時経過をまとめて報告をさせていただきました。

失職をした議員を議会招集いたしまして表決に加わった、そのことにつきましては違法でありましたので、9月2日に臨時会の開催をいただいて、地方自治法の定めによりまして、9議案につきまして再議に付し、改めて採決をいただきました。このことは、結果的に遅れたということで申し訳なく思っています。

本日も、改めて時経過につきまして説明いたしましたとおり、法に照らして適切に対応してきたというものでございます。結果として、このような事態になりましたことは申し訳なく思っております。

議員であった大町氏には、7月28日と29日には、何らかの方法によって本人は知り得ていた情報を「知らない」と言い、また、8月24日には、9月定例会の一般質問の通告書をされるなどがありました。行政といたしましては、書面による確かな情報を基に行政対応をしてきたものでございます。

付け加えて申し上げますと、議員は住民全体の代表として品位、品格を保

持することからすると、本人の申出がなかったことから、慎重に対応せざるを得なかったというものでございます。

それで、具体の個別の質問でございますが、1番の①については、時経過を申し上げましたとおり、8月11日に住民課が受付をした書類が来ましたが、12日の本会議に出席を許してしまったのではないかとということについては、町長が議員資格を失ったということを知ったのは8月12日の議会の終了後であったということから、そういう事態になりました。

②につきましては、議員資格を失っているにもかかわらず一般質問の通告がありまして、議長に報告せざるを得ない状態になりましたので、議長に報告をしたものでございます。

それから、③につきましては、今回の事案で再議に付す書面作成の、県の市町振興課に聞きましたけど、前例がありませんでした。したがって、議会に提案する再議の書式を県当局に改めて照会していたものでありまして、議案書の調整作業が手間取っていたということでございます。

それから、大きな2番であります。結論的に議員のご意見としてはこのようなことを承るわけでございますが、基本的に犯罪情報、犯罪履歴につきましては、基本的人権を尊重する立場から、個人情報保護、いわゆる目的外利用を禁止する定めに基づくものであります。よって、法令遵守の立場からも慎重を期してきたというものでございます。

以上であります。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、限られている質問ですので、真相がもうひとつかみ合わないというように思いますが、まず、この経過書の中で、8月11日、受付をしたのは午後何時だったわけですか。それが1つです。

もう一つは、一番初めにある相談のところ。顧問弁護士に大町氏の失職に関する相談を行った結果、弁護士はどういう回答をしたのか。これが2つ目です。

それから、もう一つは、私も議会運営委員会、8月25日に出席を、出席じゃない、傍聴をしました。そこで町長が大町氏の失職を話として出されました。公の場で公開になったんです。そういう点では、そういう方法で失職の確定をすることができるというように私は発言させてもらったことがありますけども、そういう方法もあったのではないかとこのように思います。

一番、やはり町民が不審に思っているのは、新聞でも報道がありました、11日に町に通知が来ていながら12日の来庁、議会への出席を承認、容認してしまった、こういう点で落ち度があるのではないかとこのように言われています。

議員の役割は大変大事でありまして、登院を町長が止めたり、登院を止めたり、ある課長が止めたりすることはできないというのは分かります。しかし、これは議員でなくなっている時点が明らかです。通知文には7月27日に確定したことが通知をされているようですし、それから、そのことが8月4日に記載をしたというのが、検察官の記載で明らかになったというのを、8月25日の議運で町長が発言をされています。

そういう点から見ると、対応がやはり遅かったというのは否めない事実ではないのか。つまり、法的ないろんな不整備、空白があるのは承知していますが、そういう点では結果的には迷惑をかけてしまったということですが、そういう通知が来ていながら、招集を食い止めることが本当にできなかったのかという点では、振り返る、町民の、どう言いますか、疑問になかなか答え切れないというのが、こういう法令の内容を示したとしても納得してくれないんですよね。その点はどのように考えておられますか。

○阪東議長 住民課長。

○小林住民課長 まず受付をさせていただいた時間なんですけど、午後便で来まして、大体2時半から4時ぐらいの間だと思います。その後、受け付けした後、事務の方が台帳入力というものをさせていただいて、あと、29条に従っての起案文書の作成というのをさせていただいています。当日は私とか総務課長の場合は区長会等で不在しておりましたので、ですから、その文書の決裁が翌日になっているということになります。

併せて、事務分掌の見直し等を行いましたので、重要案件であるということから、町長決裁を得てからということが、選管に出そうということになりましたので、それで、町長の方には、翌日が午前中に議会が終わったかと思いますが、その後すぐに総務課長との打合せをさせていただいて、後、町長の方には既決犯罪通知を持っていきまして、私の方が説明をさせていただいているという状況です。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 よりまして、私が知り得たのは12日の議会終了後ということでございます。

○阪東議長 総務課主幹。

○岩瀬総務課主幹 2つ目の質問についてであります。

7月6日、7日、14日、28日に関してなんですけど、顧問弁護士の方には、判決の確定日が失職日でいいのかという確認であったりですとか、あと、町もしくは選挙管理委員会から議長宛ての法的な通知は何かあるのでしょうかというような問合せの方を行っております。顧問弁護士の方からは、被選挙権の停止は確定日ですので、失職も確定日であること、また、町もし

くは選挙管理委員会から議会宛ての法的な通知は、地方自治法等根拠法令を探してもらいましたが、見当たらないというような回答の方をいただいております。

○**阪東議長** 西澤議員、最後ですので、まとめてお願いします。

○**西澤議員** これは今日だけで解明し切れない。今日、改めてこの経過書が出されましたので、これについても審議をして、町の信頼回復、つまり報道は駆け巡っているわけですね。11日に着信をして、それでいながら12日に登院させた。つまり、開会日の3日については27日ですから、その点では空白があるというのは承知をしていますが、少なくとも11日からの失職が分かった議員が議会に出席したという点では批判を免れない、町民はなかなか納得してくれないというのがあります。

ですから、全協でも申し上げましたように、検査決議をして、委員会に諮り、そして審議の内容、そしてその問題点を改めていくというのがいいと思いますが、そこで最後にお聞きしますが、町長は、建部議員から私、聞いています。議運のときにも報告が、発言があったかと思えますけれども、その以外に発言があったのかもしれませんが、大町議員のシルバー人材センターの2人の参考人を決議されています。大町議員が発議者でありますので、大町議員の質問をさせようというように町長の意思が動いたというように聞いていますが、それは事実でしょうか。実際、どうだったのでしょうか。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 私が知り得たのは、申しましたように議会終了後でありますので、そういう発言に、私が作為的なことをやったかどうかについては一切ございません。

○**西澤議員** それで終わらせていただきます。

○**阪東議長** 西澤議員の緊急質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後 3時07分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 阪 東 佐智男

署 名 議 員 建 部 孝 夫

署 名 議 員 西 澤 伸 明